

平成 29 年度 監査基本計画

1. 基本方針

本年度の監査を実施するにあたり、公正で効率的な町の行財政運営の推進を促すため総合戦略及び総合計画との関連性や財務執行の正確性・合規性・透明性の観点から検証を行う。

また、地方公会計制度の導入において、ストック（資産）や人件費なども含め、コストを意識した事業執行がなされるよう留意する。監査の実務では、費用に対する事業の成果や効果などについても 3E（経済性・効率性・有効性）の視点から所属横断的に検証し、その事業目的を達成しているかなどに主眼を置いて監査を実施する。

なお、事業計画に伴い業務を進める中で、日頃の点検や振り返りを含めながら前年踏襲的な考えは改めつつ、職員が如何に創意工夫をし、費用対効果を高めているかを注視する。

2. 個別監査方針

(1) 定期監査

対象機関の全般的な取組み状況及び総合戦略、総合計画並びに主要事業の推進に係る事業の執行状況を勘案して、必要と認められる項目について実施する。

実施にあたっては、当期の途中で監査を行い、予算執行状況の把握と課題の抽出、及びその解決策に対する方針など当該事務事業がその目的を十分達成しているかどうかを主眼として、計画から執行までの全般的な過程について、その合理性、効率性を具体的に究明する。

また、各課所管の公共施設について、必要に応じて別途指定して監査を実施する場合がある。

(2) 例月出納検査

現金の出納について毎月の計数を確認するとともに、月末時の残高証明と現金保管状況を検査する。

併せて資金の運用状況等財政収支の動態を主として計数面より把握し、異常値の有無を確認するとともに各種監査の効率的な執行に活用する。

(3) 決算審査

決算計数の確認及び分析を行い、財政、資金運用、財産管理及び主要事業の各状況について意見を付する。

なお、主要事業に意見を付するにあたっては、各種事業が適切な規模、

連携をもって効果的に実施されているかどうかを審査し、併せて事業効果を検証する。

(4) 工事監査

工事の必要性や緊急性が合理的な根拠に基づいたものかどうか、設計や積算の根拠に誤りが無かったか、業者選定から契約、支払までの事務執行が適正だったか、施工後の効果はあらわれているかなどを検証する。

(5) 財政的援助団体等監査

補助金などの財政的援助等に係る事業について、適切かつ効率的に執行され、精算報告等が適正に行われているか、また、その目的に沿った支出内容かなど効果も含めて検証する。

3. 執行上の留意点

町政の公正かつ効率的な運営を担保する監査機能をなお一層發揮するため、次の点に十分留意する。

- (1) 監査の実施にあたっては、事業の内容、過去の監査結果などを総合的に検討し、対象に則した事前準備の充実を図るとともに、効率的な監査の実施に努める。
- (2) 監査結果報告書の作成にあたっては、町民が内容を十分理解できるよう、監査方法、監査状況及び根拠等を明確に示すよう、その表現、構成など十分留意する。

4. 各種監査の実施時期

別紙のとおり

【別紙】

平成 29 年度 監査実施計画

1. 定期監査	(法第 199 条第 4 項)	
(1) 監査期日	平成 29 年 10 月～平成 29 年 11 月 (別紙のとおり)	
(2) 監査対象機関	別紙のとおり	
(3) 出席者	副町長、主管の部課長ほか	
2. 例月出納検査	(法第 235 条の 2 第 1 項)	
(1) 会計区分	一般会計、特別会計	
(2) 検査期日	原則として毎月 25 日 (別紙のとおり)	
(3) 検査の対象	前月分の現金の出納及び関係書類	
(4) 資料の提出	予備検査日前	
(5) 出席者	副町長、会計管理者、出納課職員	
3. 決算審査	(法第 233 条第 2 項)	
(1) 対象機関名	出納課、政策総務部財務課、その他関係部署	
(2) 資料提出期限	出納閉鎖後、速やかに	
(3) 審査期日	平成 29 年 7 月 27 日(木)～8 月 23 日(水)	
(4) 出席者	副町長、政策総務部長、会計管理者、財務課長、関係部課長ほか	
4. 工事監査	(法第 199 条第 5 項)	
(1) 監査期日	平成 29 年 6 月 13 日(火)～15 日(木)	
(2) 監査内容	建設関係工事 (書類・現地) 抽出決定後通知	
(3) 出席者	副町長、財務課長、工事担当部課長ほか	
5. 財政的援助団体等監査	(法第 199 条第 7 項)	
(1) 監査期日	平成 29 年 5 月 17 日(水)	
(2) 監査対象団体等	シルバーリソースセンター	
(3) 出席者	団体役員、副町長、主管部課長ほか	
6. 行政監査 (事務監査)	(法第 199 条第 2 項)	必要に応じ実施
7. 公金取扱事務監査	(法第 235 条の 2 第 2 項)	必要に応じ実施
8. その他の監査	(法第 98 条第 2 項)	
	① 議会の要求監査	(法第 199 条第 6 項)
	③ 住民監査請求監査	(法第 242 条第 1 項)
	④ 直接請求監査	(法第 75 条)
	⑤ 職員損害賠償の監査	(法第 243 条の 2 第 3 項)

以上